

## 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきまして、2023年5月8日から、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下、「感染症法」)上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現する等の特段の事情が生じない限り、「五類感染症」に位置付ける方針を政府が公表しています。

政府方針のとおり「五類感染症」に変更された場合、医療保険等の給付金のお取扱いが変更されますのでご確認ください。

治療・療養の場所		病院・診療所 (入院)	宿泊施設・自宅	
対象		すべての方	重症化リスクの高い方(※)	左記以外の方
医師に新型コロナウイルス感染症と診断された日	2022年9月25日以前	○	○	○
	2022年9月26日以降	○	○	×
	2023年5月8日以降	○	×	×

※65歳以上の方、入院を要する方、重症化リスクがあり新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方、妊婦

ご加入の保険やご請求方法の確認、その他ご相談等ございましたら、以下の方法でご連絡ください。

●ご連絡の際は、治療・療養の場所や療養開始日(または陽性診断日)をお知らせください。

### 【お客さまページ(マイページ)からご連絡】

※「日立保険サービス お客さまページのご案内」ページへ移動します。  
ページ下部の[ログイン]ボタンよりお客さまページへお進みの上、  
[病気・ケガの保険金請求]のアイコンからご連絡ください。

[https://www.hitachi-hoken.co.jp/mypage/mypage\\_LP.html](https://www.hitachi-hoken.co.jp/mypage/mypage_LP.html)

### 【日立保険サービス WEB サイトからご連絡】

※「保険金・給付金請求書類の発送依頼手続き」ページへ移動します。

<https://www8.hitachi.co.jp/inquiry/hoken/gr-benefits/form.jsp>

### 【保険金請求に関するお問い合わせ】

日立保険サービス カスタマーサービス部

保険金請求サポートセンタ 生命保険・医療傷害グループ

TEL: 0120-900-450 (通話料無料・受付時間: 平日 10:00~17:00)